

## わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言

### はじめに

我々は組織創設時から、農業を「農地・水・空気などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包含する生命総合産業」と捉え、経営改善と地域貢献に努めてきた。

第一に、幅広い視野を持って地域や国の抱える課題から世界経済情勢までを感受・思考しながら、地域農業の牽引者たる自覚を持って経営革新に取り組み、国民に対し食料の生産・供給責任を果たすことを旨としてきた。

第二に、経営の持続的な発展を通じて、人を雇用し、人を育て、消費者交流と情報発信に工夫をしながら、地域社会の発展と地域資源の保全に取り組んできた。

今、中国をはじめ新興国の経済発展や人口の増加で国際的な食料需給がひっ迫し、それがわが国に多大な影響を与えることが懸念されている。

しかし、わが国の農業は農業就業人口の減少と高齢化に歯止めがかからず、農業の担い手育成と経営体の維持・発展を図らなければ、国家としての農業生産力を維持できなくなることが危惧されている。

また、農地資源等の荒廃に歯止めをかけなければ、水源かん養、洪水・土砂崩壊の防止、水・空気の浄化など、農業の有する公益機能の維持も困難となり、特に、中山間地域や離島等では問題の深刻化が著しい。

このように、わが国の農業・農村の置かれた状況はTPP交渉の推移いかんにかかわらず、既に危機的な状態にある。

したがって、我々プロ農業者は農産物の生産・供給、雇用就農者の育成、地域振興等についての役割を認識して自らの経営発展に努めるとともに、自助努力だけでは解決できない問題については、関係政策を早急に整備・実現するよう国に提言する。

## I 基本的な考え方

わが国の農業政策を「産業政策」と「地域政策」に大別し、農業構造の高度化（農地の利用集積など）を図るとともに、農業者が誇りを持って事業を継続できるよう、農業・農村づくりを進めなければならない。

産業政策としては、農業構造の高度化を促進する措置、農業インフラの整備、経営所得安定対策などが不可欠である。特に、「食料・農業・農村基本法」と「農業経営基盤強化促進法」に則して育成すべき担い手を明確にし、分かりやすい簡素な政策を定めて、意欲ある農業経営者の創意工夫を発揮できる環境を整備しなければならない。

一方、地域政策としては、農業が果たす公益機能（農地・水の管理、水源かん養、洪水・土砂崩壊の防止、水・空気の浄化、生物多様性保全など）に対して、便益を受ける国民（国）がその対価を支払う仕組みを整備する必要がある。

### 〔食料・農業・農村基本法の抜粋〕

#### 第二十一条（望ましい農業構造の確立）

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の種類及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第二十二条（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第三条（多面的機能の発揮）

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

## II 農業の担い手の明確化と人材育成の強化

### 〔現状認識〕

農業構造について、食料・農業・農村基本法 第 21 条では「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」と定めている。しかし、現在の主要な経営対策の対象者は、認定農業者制度、経営所得安定対策、人・農地プランなどで内容が異なり、農業経営者から見て国がどのような経営体を育成しようとしているのか、非常に分かりにくい。

また、各地で制度の推進役となるのは市町村等の関係機関であるが、前述の各制度は対象者の範囲、作成すべき計画、申請手続き等が異なっており、限られた担当者にバラバラに政策の推進と変更が集中するため、タイムリーな政策の実施が困難になっている様子が窺える。そのため、各種制度の手続きの簡素化や関連制度の重複する作業の排除や整合性を見直す必要がある。

### 1 育成対象を明確にしたブレない政策

各種の経営対策は包括的に束ねて、頻繁な方針変更のない簡素で分かりやすい制度とし、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者制度」を見直したうえで、育成すべき農業経営の対象者とすることが望ましい。

なかでも、競争力のある農業を実現するためには、農業を通じて多様な価値創造に取り組む『プロ農業者（注）』が農地の利用集積、集団化を図れるなど、地域の中で効率的な農業経営を実践できる農業構造への改革が必要である。

（注）プロ農業者の役割

- ① 経営規模の拡大、複合化・多角化等を通じて、コスト削減や経営効率のアップなど競争力の強化に取り組みながら、国民に対して食料の生

産・供給責任を果たす。

② 事業活動を通じて雇用（就農者育成など）、文化教育（都市農村交流、体験学習など）、公益機能に貢献する。

③ 地域の小規模農家、集落営農組織が事業に支障を来した場合に、役員や雇用就農者を派遣して地域を支える機能を分担する。

- (1) 「認定農業者制度」については、経営意欲や技術力、人材育成、地域貢献等の目標を追加し、「新たな農業経営指標」を活用した経営改善のフォローアップを強化することで、より効果的に経営発展を促す仕組みに見直す。また、地域や経営の実情に応じて、市町村や県域を越えて事業を行うプロ農業者について、県認定や国認定の制度を設けるなど、制度の拡充を図る。
- (2) プロ農業者を目指す若手農業者等が農業経営を強化するために法人化したり、円滑な経営継承のために法人化する取組を支援して、農業法人の数を大幅に増加させる。
- (3) プロ農業者が本会のネットワークを活かして連携することで、さらに事業を拡大することが可能となることから、複数の農業者が共同出資をして農業法人を設立したり、事業提携・吸収・合併等といった手法で経営不振の農業法人を他の農業法人が支援して、農業経営の大規模化・協業化を進める。
- (4) 「人・農地プラン」は各地で計画作成が進められているが、更なる現場での周知と運用改善が必要である。また、施設型経営、畜産経営などの状況も含めて、中心経営体と認定農業者との関連性をさらに整理すべきである。
- (5) 約 23 万人を束ねる認定農業者制度を高度に活用するため、農林水産省の「経営改善実践システム」を拡充して、農業経営改善計画書の申請・経営管理をインターネットで行えるシステムを開発し、そのデータを一元管理することで、統計処理によって近い将来の日本農業の姿等を国が把握して必要な対策を講じる材料とする。

## 2 プロ農業者を通じた人材育成の強化

農業法人は教育機関よりも実践的に人材育成や研修を行う機能を有するため、国は農業法人による雇用就農を通じた若い担い手・女性の育成や、独立支援対策を強化する。

- (1) プロ農業者に従事する者を階層別（①経営者・後継者、②農場長・マネージャー、③従業員）に育成するプログラムを整備する。  
その際、農業の現場に精通した本会などの団体の現場指導機能（人材育成・労務管理に関するコンサルティング等）を継続的に発揮させるための仕組みを構築する。
- (2) 「農の雇用事業」は人材の確保と育成に効果的であり、経営管理徹底のための基準等をクリアしたプロ農業者に対しては対象期間を最大5年に延長する。
- (3) 「独立型の青年就農給付金」について、儲かる農業を助長する制度となるよう見直しが必要である。例えば貸付制度として3年間営農を継続して所得目標(250万円)を達成すれば返済免除とするなど、自立を促すインセンティブとなる制度へ見直す。

## 3 雇用就農者を農業者として位置付けること

農業政策を進める上で、農業法人等の従業員などの正規の雇用就農者についても、1戸の農業者として位置付ける仕組みを設け、雇用就農者が誇りを持って自己研鑽できる環境を整備する。(注) IVの3 (2) に関連事項あり。

### Ⅲ 担い手が主導する農地集積の促進

#### 〔現状認識〕

高齢化した農業者のリタイアが進む地域では、地域の大宗を担うプロ農業者への耕作依頼が加速度的に増加し、経営面積が短期間に急拡大する動きがある。農家戸数が大きく減少するなかで、この傾向は今後一層顕著になるはずである。しかし、経営面積が大きくなることだけで生産コスト面の優位性が保持できる訳ではない。小区画分散圃場や作業道の未整備により、作業の非効率化や圃場への機械搬入を困難とするなど、効率的な生産活動を阻害するからである。

ブロックローテーションの不徹底や、いわゆるバラ転が水稻、飼料用稲、その他転作作物の栽培を非効率化・低品質化させている。また、飼料用米や米粉用米については、従来の所得補償制度は面積当たりの助成であり、土地生産性の向上(収量のアップ)にインセンティブが働かない仕組みとなっていた。

耕作放棄は条件不利地域だけでなく、平場地域でも土地持ち非農家や不在地主の増加、高齢化によって拡大しているが、相続登記がされずに放置されれば農地利用等が困難になる。

一方、世界的な穀物需給のひっ迫が見込まれるなかで、わが国の農地をフル活用し、その一環で飼料用作物の生産が定着すればわが国の食料自給率の改善に大きく寄与する。

こうしたことから、土地利用型農業の競争力の強化には、農地の集積と効率的な利用調整、圃場の大区画化、優良農地の耕作放棄防止等を促す仕組みが不可欠である。

#### 1 農地集積に向けた利用調整の促進、耕作放棄の防止

- (1) 土地利用型農業の競争力の強化には、プロ農業者の主体性を発揮できる農地集積と土地利用を担保する仕組みが極めて重要である。特に、水田については、水系を重視した農地の団地化を促進し、水稻の品種や転作作物ごとのブロックローテーションが有効である。

そのため、プロ農業者等が主導して集積範囲の地区を提示し、その地区に一般社団法人の農地利用集積円滑化団体(以下「地区円滑化団体」という。)を設置して集積した農地をプロ農業者に一括して貸し付けるなど、経営計画に沿って農地集積が円滑に進むための仕組みを構築して土地利用型農業の競争力の強化を図る。

関連して、プロ農業者の土地利用計画に基づく農地の利用集積に協力する者には強力なインセンティブ(協力金等)を与えるなどして、土地利用効率の向上を図る。

(効果) 水稻、飼料用稲、その他転作作物の作付が経営者の視点で団地化されれば、水管理の徹底(転作田の乾田化)、多収米の作付拡大、作業の効率化、収量・品質の向上が促進する。

- (2) 高齢化でリタイアする農業者や急な怪我や病気等で作業が難しくなった農業者の農地や、賃借で経営面積を拡大した農業者がすぐに経営継承できない農地については、優良農地か否かを判断のうえ、都道府県段階の県公社や地区円滑化団体が有する中間保有機能を拡充・強化し、転貸により速やかにプ

口 農業者等に農地利用を引き継ぐ仕組みを整備すべきである。

併せて、耕作放棄の恐れがある優良農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく特定利用権設定までの手続きを大幅に簡素化し、農地が荒廃する前に耕作の用に供される仕組みを整備する。

都道府県段階の県公社や地区円滑化団体が中間保有する農地、あるいは特定利用権が設定される農地については、農地管理料の財源を確保して農地の荒廃を防ぐ措置も講じる。

- (3) 人・農地プランを契機に集落営農組織等が既に農地集積しているプロ農業者の経営農地の貸しはがしを行うことになれば、プロ農業者の経営に深刻な影響を及ぼすことになり、本末転倒である。集落営農等による農地集積目標に特例を設けるなど、自助努力で農地集積を進めてきたプロ農業者の競争力を低下させることのないよう国による指導を徹底する。特に長期にわたって整備した有機農業の圃場などでこうした事態が発生すると短期間で挽回することが難しいため、農地の利用状況に応じた配慮が必要である。

## 2 土地改良事業の推進

- (1) 土地利用型農業の競争力の強化には、土地改良事業の推進が不可欠である。特に、生産性向上に寄与する土地改良事業を充実させ、圃場の大区画化（1 ha 以上）・高度化（乾田直播対応など）、用排水路・農作業道の整備、老朽施設の補改修等を促進する。

（効果）圃場移動時間の削減、機械の摩耗防止、労働生産性の向上などの実現。

- (2) 土地改良事業は大型の事業だけでなく、経営体と地権者が共同して実施する低コストの畦畔除去事業・用排水整備事業・農作業道拡幅事業等を促進する施策を充実させる。

納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合に農地の納税猶予が解除されるが、都市近郊農地では特にこのことが障害となり、事業が進まなくなることから、土地改良事業と納税猶予制度の一体的な見直しを検討する。

（注）特に H23 補正予算以降、事業化されている畦畔除去・暗渠排水の事業（農業体質強化基盤整備促進事業）は現場の使い勝手がよく、拡充・継続を求める。

- (3) 大規模な土地改良事業については、離農者や土地持ち非農家、不在地主の増加等により地権者の同意を得ることが困難となるケースがあるため、土地減歩方式により地権者負担をゼロとするなど、地域の実情に応じて事業を推進できる仕組みが必要である。

## IV 新時代に向けた経営対策の充実

### 〔現状認識〕

土地利用型農業において、経営所得安定対策が法制化されていないなかでは、経営体は将来の経営継続を不安視せざるを得ず、乾燥調製施設等の大型施設の更新投資も躊躇せざるを得ない状況にある。また、土地利用型農業のほとんどは借地経営であり、経営基盤である借入農地は土地所有者の私有財産という二面性を持つため、経営規模拡大に見合った

資本投下を進めると財務がさらに脆弱化するという問題を抱えている。

畜産に目を向けると、国際的な穀物需給のひっ迫によってコストの過半を占める飼料価格が高騰し、経営を圧迫していることから、耕畜連携や食品残渣の有効活用を進める必要がある。また、セーフティネット機能としての畜産経営安定対策については、国民の理解を得るためにも国庫負担を軽減する仕組みへの転換を検討していく必要がある。

一方、平成 25 年 3 月末で中小企業金融円滑化法が終了したが、農業に関する事業再生支援の窓口として平成 13 年から設置された都道府県単位の農業再生委員会は実質休眠化しており、私的整理を進める際の利害調整等が困難である。中小企業再生支援協議会は機能しているが、ケースによって同協議会では対応困難な分野があり政策の空白部分が存在する。このため、セーフティネットの一環で事業再生支援の窓口を整備する必要がある。

## 1 新たな経営所得安定対策

担い手が適切なコスト管理に取り組んでも価格変動等によって再生産可能な利益を確保できない場合の岩盤対策として、経営継続を可能とする仕組みが必要である。このため、効率的かつ安定的な農業経営の安定を図るため、見直し後の認定農業者制度（Ⅱの1参照）に基づく認定農業者を対象として新たな経営所得安定対策を構築し、法制化する。

新たな経営所得安定対策は、現行制度の対象となっている水田作（米等）・畑作（麦・大豆等）に加え、果樹・野菜・工芸作物等で真に支援が必要なものは対象に加えることを検討する。

## 2 適地適作による生産性の向上

米や転作作物の生産性の向上には適地適作で栽培に取り組めることが必要であることから、新たな経営所得安定対策と関連して農産物の適地適作のあり方を検討する。

## 3 財務体質強化と施設整備への対策

- (1) 競争力のある農業経営を育成するため、農業経営基盤強化準備金制度を適用期限延長と合わせ拡充する。特に、農業経営規模を拡大する過程では、農地や農業機械だけでなく、農業経営に必要な建物・施設（農機具庫、農産物及び肥料・農薬保管庫、農産物調製施設、農産物処理加工施設、集出荷施設、直売施設、労働力確保施設等）が必要となるため、これらの取得についても準備金で圧縮記帳できるようにする。

また、規模拡大や設備更新等の投資を適切な時期に実施できるよう、積立期間を現行の5年から10年に延長する。

- (2) 施設整備事業に活用できる「強い農業づくり交付金」は、共同利用施設整備の名目で、JAや集落営農組織に使いやすい制度（原則5戸要件）となっているが、正規の雇用就農者を農業者（戸数）としてカウントして、地域の農業振興と雇用を担っているプロ農業者にも利用しやすい制度とする。
- (3) 圃場における就労環境の改善、女性の活躍と6次産業化の推進を図るため、従業員用の休憩施設（トイレを含む）及び直売施設を農業用施設に含めるよう関連する制度・補助金等を見直す。

## 4 畜産経営対策

耕畜連携の推進によって国産飼料を長期的・安定的に確保する体制を整備するとともに、長期的な視点に立った畜産の経営安定対策（飼料価格高騰対策を含む）を再構築する。

- (1) 畜産物の価格変動だけでなくコスト（飼料費）の変動も踏まえた経営安定対策として、畜産・酪農所得補償保険制度（仮称）の構築について早急に検討する。
- (2) 飼料用米（飼料用稲含む）は、農地のフル活用、畜産の飼料対策の観点から生産性を高めることが必要である。そのため、経営所得安定対策に、数量当たりの加算措置を設けるなど、生産性の高い専用品種の作付等を促すインセンティブが働くような措置を盛り込む。

## 5 野菜・果樹・茶等の振興対策

- (1) 野菜価格安定制度（契約野菜安定供給事業）を新たな経営所得安定対策と別に継続させる場合、本制度は都道府県の予算措置がなければ事業に参加できないことから、改善策を講じる。
- (2) 野菜苗や花苗は全国的に農業共済の対象から除外されており、リスクヘッジが出来ないことから、共済の対象品目となるよう制度を見直す。
- (3) 果樹改植事業は経営の安定に寄与しており、事業の継続を行う。

## 6 6次産業化に伴う経営リスクの周知と対応

6次産業化に取り組む場合には、販売不振時の資産（在庫と設備）の不良化、食品安全に係るリスク、顧客からのクレームなど従来にはない経営リスクを伴うため、推進にあたってはメリットの強調だけでなく、経営リスクへの備えが必要になることも周知し、必要な対応策を講じる。

## 7 農業経営のセーフティネット構築

農業経営におけるセーフティネットの一環として、事業再生、経営改善を支援する公的なワンストップ相談窓口（利害調整のプラットホームを兼ねる）を全国に1か所設置する。当該相談窓口は経験豊富な専門家で構成し、農業経営者や金融機関からの相談を受け、必要があれば出張方式で事業再生を支援する。

また、経営者同士のつながりを強化することで、経営悪化を未然に防ぐとともに、いざという時には農地や取引先を別の経営に円滑に継承できるよう、都道府県段階の農業法人ネットワーク活動を支援する。

## 8 再建投資促進税制の措置

同業他社の経営再建を支援する目的で出資を行うプロ農業者の農業法人に対し、当該出資額を基準とした限度額以内の準備金の積立額の損金算入を認める「農畜産業再建投資損失準備金制度」を創設する。

## 9 農産物の輸出促進対策

- (1) 農畜産物の輸出拡大に向けて、原発事故により強化された輸入規制の緩和・撤廃の働きかけを積極的に推進し、原発事故以前の状況へ早期に復帰す

るよう努める。

- (2) 検疫条件の緩和された輸出先国・地域では、日本産農畜産物の地域ブランドの浸透が進むなか、産地間競争が始まっている。そのため、マーケットの拡大を図るためにも、農畜産物の新たな輸出先国・地域の拡大と、検疫条件の更なる改善を進展させる。
- (3) 物流コストの削減、輸送期間の短縮のため、国内の検疫・通関の手続き等につき簡素化を進める。特に検疫については地域等による差が大きいため、その実態を把握し改善を図る。
- (4) 個々の経営体が行う海外市場の販路開拓は、限られた経営資源での取り組みとなるため、現地情勢に応じた総合的な手厚い支援体制が必要である。  
例えば、ジャパンプランドとして現地需要を喚起し、一定規模の市場開拓を実現するには、輸出を前提に生産から物流、販売までを一貫して戦略的に取り組むための実証的なモデル事業が必要である。  
(注) 国内生産地から輸出港までの国内物流費が輸出価格を引き上げ、それが海外現地での価格競争力を低下させている。
- (5) 農畜産物の輸出拡大を図ると同時に、ジャパンプランドの価値を守るための戦略を構築することで、日本産農畜産物の品質維持と更なるブランド力向上を図る必要がある。

## 10 消費税の価格転嫁、事務負担等への対策

- (1) 消費税を販売価格に適正に転嫁するため、業者間取引について「外税取引」を義務化する。そのうえで、行政が監視活動を強化しなければ価格転嫁の実効性は担保できない。また、小売段階の価格表示を税抜表示に改める。
- (2) 軽減税率の導入に伴いインボイス方式が採用される場合、農業者の商取引に次のような悪影響が及ぶことがないよう適切に対処する。
  - ① 免税事業者からの仕入が仕入税額控除の対象外とされる場合、免税事業者が業者間取引から排除される。あるいは免税事業者との取引が多い農業経営の消費税負担が高まる。
  - ② 農産物の委託販売については、その仲介機能を担う農協、市場、直売所が委託生産者に代わってインボイスを代理発行せざるを得ない事態も想定される。その場合、直売所が複雑な事務負担とシステム化に対応できなければ、全国の直売所経営に大きな打撃が及ぶ。

(注) 委託生産者には免税事業者と課税事業者が混在するため、直売所等はその区分を把握管理しながらインボイスの代理発行事務を負担することになるのではないか。

## 11 東日本大震災・原子力発電所事故からの復興

- (1) 東日本大震災・原子力発電所事故による甚大な被害を受けた地域における農業の復興については、更なるスピード感を持って対策を進める。
- (2) 特に福島県の原子力発電所事故の影響を受けた農地については、農地を農地として利用するために除染することを原則としつつも、真に農地として再利用可能なのかを検証のうえ、地権者の意向も踏まえ、農業以外への利用(メガソーラー設置等)のための転用許可基準を緩和する。
- (3) 原子力発電所事故の風評被害問題に対し、安全性に関する正しい知識の啓

蒙と情報発信を行うなど、被害の防止へ向けた継続的な対策を行う。

## V 地域農業の振興を通じた国土保全

### 〔現状認識〕

継続的な農業生産活動は国民に対する公益機能（国土の保全、防災、国民の健康、生物多様性等）を果たしており、国民生活にとって欠かせない存在である。

しかし、農村社会の変容が急激に進み、農業者の高齢化と減少が地域住民と農業との関わりを薄くするなかで、地権者の農地や農業用施設に対する意識も低下し、所有する農地の維持保全活動への参加も減っているため、地域全体として担われてきた作業負担が借りに集中する傾向にある。特に、その負担は、経営面積が大きくなるほど増大していくため、こうした地域資源管理への対応が経営を圧迫している。

中山間地域では農業が主産業である一方、生産条件が平地に比べ不利であり、離農や地主が不在となるなど耕作放棄が進みやすく、農地の維持保全が困難な状況となっている実態がある。

一方、都市の農地は都市住民が農業を体験できる貴重な教育の場であるほか、都市生活のゆとり創出、防災対策としての役割も見直されており、農地を農地として維持することが求められている。

### 1 国民生活の安全と健康を守るための環境直接支払制度

- (1) 農業が公益機能を発揮していくためには、農地の所有者と耕作者がそれぞれの役割を果たしながら、農地等を適切に管理していくことが必要である。しかし、土地持ち非農家や不在地主の増加によって、必要な役務を専ら担い手が負担せざるを得ないケースが拡大している。

こうした状況を踏まえ、国民が享受する農業の公益機能を評価し、その公益機能を発揮するための取組みを行う者又は団体の役務の提供に対して、適正な対価を支払う直接支払制度を構築して、法制化する。

（注）現行の「農地・水保全管理支払交付金」と「中山間地域等直接支払制度」は、地域の農地等を面的に守るための良い制度だが、公益機能を発揮する取組みでありながら、その交付対象に合致しないケースがある。また、予算措置が地元の都道府県との折半となっており、余裕のない都道府県では予算が不十分で効果が発揮されない。

- (2) 農地基本台帳を実態にあわせて早急に点検し、農業生産に復帰させることが困難な耕作放棄地は農地から除外するなどして、公益機能や農業生産のベースとなる農地の適切なデータ整備を推進する。

### 2 鳥獣害対策の充実

鳥獣被害防止のために、電気柵、防護柵、ワナの導入や地域ぐるみで取り組む環境整備など、総合的な対策について継続と充実を図る。

### 3 都市農業の振興

都市における農地については、農産物の供給機能と同時に都市住民の災害時の避難場所や憩いの場など、持っている多様な価値や役割を位置付け、国土交通省と協議して都市に農地を残し、緑農地制度などを創設することで農

業を維持できる対策を講じる。

(注) 市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等を都市計画等において、農業振興を図り緑地を保全すべき土地として明確に位置付け、規制と振興策の両面からその保全を図るべき。

## VI 農業経営の発展のための規制改革

農業経営の更なる発展を促進する観点から、農業以外の分野における以下の各種規制・制度について見直しを行う。

### 1 多様化する農業法人での雇用労働への対応

6次産業化への取組が進むことに伴い、農業法人等の従業員が製造・加工や販売等に携わる機会が増えていることから、農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱いについて明確にしたガイドライン等の作成を求める。

### 2 有能な外国人技能実習生の更なる技能向上

外国人技能実習生に関して、3年間の実習期間が終了し、JITCO認定評価専門級(上位級)等を取得するなど一定以上の技能を身につけた技能実習生が、更により高度な技能を幅広く修得できる技能実習の延長(2年間)を可能とするよう制度の見直しを求める。

技能実習の延長に当たっては、実習終了時の修得技能等の評価手法について、幅広い技能を適正に評価できるような透明性向上を求める。

### 3 食品衛生管理者の資格取得の円滑化

6次産業化を進める上で、農業法人等が食品衛生管理者の有資格者を必要とするケースが増えているが、当該資格取得のために参加が必要な資格認定講習会が現在は年に1回程度、都市部で開催されるのみであるため、講習会の開催頻度及び開催地の増加を求める。

### 4 農畜産物の機能性表示の拡大

現行の薬事法、景品表示法等では、人間の健康にとって機能性の高い成分を含んだ農畜産物について、その機能性を表示することができない。消費者や食品関係の事業者がより良い選択が出来るよう、農畜産物の機能性を表示できる仕組みを早急に構築することを求める。

### 5 その他規制等のあり方について検討が必要な事項

- (1) トラクター等の農業用機械の公道走行に係る道路交通関連の規制・制度のあり方
- (2) 新商品開発を促進するための乳製品等に係る容器包装規格の見直し
- (3) 農業法人と実需者との公正取引の確保のための監視強化及びガイドライン作成
- (4) 市街化調整区域における農産物直売所の設置基準の緩和